

春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。
- (3) 市の機関 市の執行機関、水道事業管理者又はこれらに置かれる機関をいう。
- (4) 市の執行機関等 市の執行機関又は水道事業管理者をいう。
- (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (8) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録され

ている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により

署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、規則におけるこの条例の適用除外については、市の執行機関等が定める。

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなけ

ればならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の執行機関等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(春日部市行政手続条例の一部改正)

2 春日部市行政手続条例(平成17年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(理由の提示) 第8条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。 (行政指導の方式)	(理由の提示) 第8条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。 (行政指導の方式)
第34条 3 (2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は <u>電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方</u>	第34条 3 (2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(春日部市印鑑条例の一部改正)

3 春日部市印鑑条例(平成17年条例第22号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>印鑑登録証を添えて書面で市長に申請しなければならない。ただし、登録者又はその代理人が春日部市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第 号。第13条第2項において「情報通信技術利用条例」という。)</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証の添付を要しないものとする。</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条 登録者又はその代理人は、前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>印鑑登録証を添えて書面で市長に申請しなければならない。</u></p>
<p>(印鑑登録の廃止の申請)</p> <p>第13条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者又はその代理人が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、<u>印鑑登録証の添付を要しないものとする。ただし、当該申請を行った者は、速やかに印鑑登録証を市長に返還しなければならない。</u></p>	<p>(印鑑登録の廃止の申請)</p> <p>第13条</p>

(春日部市職員団体の登録に関する条例の一部改正)

4 春日部市職員団体の登録に関する条例(平成17年条例第43号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項(以下「改正前の項」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。

(2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正

<p>みなす。</p> <p>6 前項に規定する場合において、当該審査の申出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）については、審査申出書の副本とみなして、第6条第1項の規定を適用する。</p>	
<p>7 (略)</p> <p>(書面審理)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(書面審理)</p>
<p>第6条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副2通が提出されたものとみなす。</p> <p>3 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の副本とみなして、次項及び第5項の規定を適用する。</p>	<p>第6条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(決定書の作成)</p> <p>第11条</p>	<p>(決定書の作成)</p> <p>第11条</p> <p>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。</p>

別表（第7条関係）

春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）	第3条	第3条
春日部市認可地縁団体印鑑条例（平成17年条例第23号）	第3条、第6条及び第10条 第9条及び第11条	第3条 第4条